

27. 事業所承認規則及び鋼船規則 B 編における改正点の解説 (船内騒音コードにおける機器の較正)

1. はじめに

2024 年 6 月 27 日付一部改正により改正されている事業所承認規則及び鋼船規則 B 編中、船内騒音コードにおける機器の較正に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、船内騒音コード (IMO 決議 MSC.337(91)) の騒音計及び較正器の構成に関する統一解釈が効力を生ずる日から適用されている。

2. 改正の背景

船内の騒音に関する要件は、IMO 決議 MSC.337(91) により採択された船内騒音コードで規定されている。本会は、当該コードの内容を鋼船規則 B 編に取入れているほか、当該コードに基づき騒音計測を実施する事業所への要件を事業所承認規則に取入れている。

当該コードでは、騒音計測に用いる騒音計及び較正器 (以下、「機器類」) の性能仕様としてそれぞれ IEC 規格を参照し、また、機器類の 2 年ごとの較正を要求している。

そうした較正では、適正な規格に基づき較正が実施されたことや、機器類が適合する規格や、較正の結果詳細が明記されていなければならないところ、IACS では、それらの情報が明確に示されていない較正証明書が散見されることを確認した。

これらへの対応として、IACS は、船内騒音コードに従い実施される機器類の較正は、それら機器類の定期試験の実施要領を定めた IEC 規格に従って実施

され、引き続き要求される IEC 規格への適合を維持していることを、機器類への刻印あるいは文書により示されるよう要求する統一解釈案を作成した。当該統一解釈案は、2024 年 5 月の第 108 回海上安全委員会 (MSC108) にて、IMO サークュラー MSC.1/Circ1509/Rev.1 として承認された。

このため、当該 MSC.1/Circ.1509/Rev.1 を参考に、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおりである。

- (1) 鋼船規則 B 編附属書 2.3.1-2.2 章 An2.2.2(1)において、MSC.1/Circ.1509/Rev.1 に基づき、船内騒音コードに従い実施される機器類の較正は、騒音計については IEC 61672-3 又はこれと同等な規格、較正器については、IEC 60942 附属書 B 又はこれと同等な規格に従って実施されることを明記した。なお、規格の版は、機器の製造時の規格の版によることとして差し支えない。
- (2) 鋼船規則 B 編附属書 2.3.1-2.2 章 An2.2.2(2)において、MSC.1/Circ.1509/Rev.1 に基づき、(1)の較正により騒音計又は較正器が適合している規格は、定期試験の結果及び較正により確認された性能クラスの情報とともに、機器類本体への標示あるいは較正記録書により示されるよう、明記した。